

明石市公設地方卸売市場
指定管理者募集要項

2022年(令和4年)8月15日

明 石 市

明石市公設地方卸売市場 指定管理者募集要項

明石市（以下「市」という。）では、明石市公設地方卸売市場（以下「市場」という。）の管理運営について、民間事業者等の専門性や創意工夫を活かすことにより、市民サービスの向上と経費の削減を図り、より効率的かつ効果的に設置目的を達成するため、指定管理者制度を導入することとしました。

そこで、指定管理者となる団体を広く公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。なお、提案いただいた内容については、指定管理者候補者選定委員会で審査を行い、これを受けて、市議会での議決を経た後、指定管理者の指定を行います。

1 公の施設の概要

- (1) 名 称 明石市公設地方卸売市場
- (2) 所 在 地 明石市藤江2029番地の1 他
- (3) 設 置 目 的 安全、安心な生鮮食料品等の安定供給の確保、生産および流通の円滑化を達成し、もって市民生活の安定、向上に資するため
- (4) 建 物 の 概 要 市場棟、管理店舗棟、関連店舗棟（A・B・C棟）、買荷保管・積込所、新仲卸売場、青果部低温卸売場、水産物分場、污水处理建物、便所他付帯施設
- (5) 施 設 概 要 次のとおり

【建物】

	延面積（㎡）	内 容
市場棟	13,107.6	鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造カー鉄板葺、3階建
管理店舗棟	1,223.8	鉄筋コンクリート造、陸屋根、3階建、塔屋
関連店舗棟	2,075.3	鉄筋コンクリート造、陸屋根、2階建
買荷保管・積込所	5,201.0	鉄骨造、平屋建
新仲卸売場	2,592.0	鉄骨造、平屋建
青果部低温卸売場	420.5	鉄骨造、外壁断熱パネ張り、平屋建
水産物分場	190.1	鉄骨造、平屋建
污水处理建物	294.4	鉄筋コンクリート造、陸屋根、平屋建（処理場管理棟、機械室、ブロー室）※現在公共下水道利用のため、閉鎖中
その他	8,329.8	鉄筋コンクリート造、陸屋根、平屋建（便所、受変電室、ポンプ室、ごみ集積場、発泡スチロール処理場他）

【設備等】

	規 模	内 容
電気通信設備	一式	受変電設備、動力設備、弱電設備、放送設備、電話設備
給排水設備	一式	放流管設備、上・下水道配管設備、排水路設備
冷暖房設備	一式	冷暖房用配管設備、管理事務所空調設備
ガス設備	一式	ガス引込、配管設備
衛生設備	一式	衛生器具
污水处理設備	一式	※現在公共下水道利用のため未使用

防火設備	一式	消火設備、防火設備
電話設備	一式	集中交換式(セントレックス)
発泡減容機	一式	
構内舗装	約 30,000 m ²	駐車場、構内道路
造成	一式	整地、よう壁、フェンス、側溝、貯水池築堤他

(6) 運営に係る事項

取扱数量及び取扱金額並びに収支状況は関連資料集のとおり。

2 指定管理者が行う管理の基準

(1) 開館の期日

指定管理者は、次に掲げる日（以下「休日」という。）を除き、毎日、開場するものとします。ただし、指定管理者が消費者及び出荷者等の利益を確保するために特に必要と認めるときは、休日に開場し、又はこれらの者の利益を著しく阻害しないと認めるときは、休日以外の日に開場しないことができます。

- ① 日曜日（1月5日及び12月25日から12月31日までの日曜日を除く。）
- ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ③ 1月2日から1月4日まで

(2) 開場時間

- ① 午前3時から午後8時まで
- ② 指定管理者から、アを前提として開場時間の延長を提案することができます。

以上のほか、明石市地方卸売市場業務条例（昭和52年条例第21号、以下「条例」という。）の規定、並びにその他の規則等で定める管理の基準に従って、市場の管理を行わなければなりません。

※ なお、詳細については仕様書に記載のとおりです。

3 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 条例第80条に規定する業務に関すること。

- ① 市場施設の使用及びその制限に関すること。
- ② 市場施設の維持管理に関すること。
- ③ 市場施設の使用料の徴収及び還付に関すること。
- ④ 市場施設の衛生環境及び秩序の維持に関すること。
- ⑤ 卸売予定数量等の報告及び公表に関すること。
- ⑥ 市場の活性化及び利用増進のための企画及び実施に関すること。
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、市長が定める業

(2) 市場の安全対策に関すること。

(3) その他、市場の管理運営に必要な業務

※ なお、具体的な業務内容及び履行方法については仕様書に記載のとおりです。

4 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

5 利用料金

(1) 市場については利用料金制を採用します。

指定管理者は、事業遂行に際して生じる使用料、広告料、入場料等を自らの収入として収受することができます。

利用料金の額は、条例の別表に定める額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市の承認を得て定めることとします。

(2) 市場施設の整備・改修経費の負担

指定管理者は利用料金収入により、市場施設の整備・改修に係る経費を負担するものとします。負担額は、整備・改修に係る市借入金（既借入分を含む。）の元利支払額の2分の1相当とします。この募集要項の指定期間の負担額は関連資料集に記載のとおりです。関連資料集で示した負担金は、収支計画書に計上するものとします。負担金の支払い時期や金額は年度協定書で定めます。

なお、今後の整備・改修の実施については、あらかじめ市と指定管理者で協議の上、決定することとします。後年度における整備・改修の実施状況により負担金が増加することもあります。

6 指定管理料等

(1) 経費

3で定める業務に係る経費は、5の利用料金の収入等で賄うこととするため、市からの指定管理料の支払いはありません。

(2) 経理の区分

会計の手法は問いませんが、指定管理業務に係る経理と法人自体の経理を区分し、法人自体の会計帳簿類と別に、指定管理業務に関する市の求める収支科目区分に沿った四半期ごとの収支報告とこれに対応する会計帳簿類（仕訳帳及び総勘定元帳）又はこれに準じる勘定科目ごとの収支明細の記録を作成し、これに対応する証憑類と併せて保管してください（保管場所は問いません。）また、法人自体の会計帳簿類を含めて、これらの文書間で相互に整合が取れるようにしてください。

(3) 収支計画にて記載するもの

- ・人件費：給料賃金、賞与、福利厚生費等、退職給与引当金を含む
- ・事務費：印刷費、通信費、消耗品費等
- ・管理費：外注費、水道光熱費、修繕費（ただし、1件当たり50万円を超える大規模修繕費は、市との協議事項とする。）等
- ・物件費：備品（その性質形状を変えず、長期に渡り反復使用に耐え、保存することができる物品（消耗品は除く））等の購入に必要な経費
- ・負担金：市が加盟又は構成する各種団体に対する経費、研修会への参加費等
上記5（2）の負担金は、この項目で計上してください。
- ・事業費：提案事業（指定管理者が提案し、市が設置目的内の事業と認めた事業等）に要する経費
- ・公租公課：消費税、印紙税等の租税
- ・一般管理費：施設の管理運営に係る直接的な経費以外の本社機能に要する経費等。上

記経費以外の間接的なもの。積算根拠は明確にすること（例 直接経費（人件費～事業費）○%、月額○○円×12か月）

7 申請者の資格

(1) 応募資格

指定期間中、当該施設の管理運営業務を円滑にかつ安定して遂行できる能力を有している法人その他の団体（法人格は不問、個人は不可）で、次の要件をすべて満たすこと。

- ① この募集要項の公表日において国税（法人税法人以外の団体にあつては代表者の所得税）並びに消費税及び地方消費税）及び市税の滞納がないこと（納めるべき市税がない場合は、滞納がないものとみなします。）。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ③ 明石市契約規則第3条の規定に該当しないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は更生計画認可の決定が応募申請期日以前になされている場合はこの限りではない。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- ⑥ 市の指名停止期間中でないこと。なお、この募集要項の公表日から指定管理者候補者として決定を受けた日の前日までに指名停止措置を受けた場合は、応募資格を失うものとする。
- ⑦ 市長、副市長、地方自治法第180条の5の規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員（以下「市長等」という。）又は議員が、市に対し主として指定管理者の業務及び請負をする法人（市長等の場合にあつては、市が資本金その他これに準ずるものを出資している法人を除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人である法人でないこと。

(2) 応募条件

- ① グループで応募する場合は代表する法人を定めて下さい。
- ② 単独で応募した法人は、他のグループ応募の構成員になることはできません。
- ③ 複数のグループにおいて、同時に構成員になることはできません。
- ④ グループの構成団体の変更は認めません。ただし、市が特に理由があると認める場合はこの限りではありません。
- ⑤ 「9 応募説明会及び施設見学会の開催」の説明会への参加は必須とします。ただし、グループでの応募の場合は、代表団体または構成団体のうち、いずれか1者でもよいこととする。

(3) 欠格事項

申請者が次の要件に該当する場合は、その者を選定審査の対象から除外します。グループ応募の場合は、代表団体及び構成団体のいずれも次の要件に該当しないこと。

- ① 複数の事業計画書を提出した場合

- ② 申請者及び申請者の代理人又はそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合、もしくは選定委員会委員に個別に接触した場合
- ③ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ④ 応募申請期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ⑤ 申請書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
- ⑥ 指定された面接審査の日時に遅参又は欠席した場合
- ⑦ その他不正な行為があった場合

8 募集スケジュール

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| (1) 募集要項の配布 | 令和4年8月15日(月)～令和4年8月29日(月) |
| (2) 施設の視察・現地説明会 | 令和4年8月31日(水) |
| (3) 質問の受付 | 令和4年9月1日(木)～9月8日(木) |
| (4) 質問の回答 | 令和4年9月13日(火) |
| (5) 申請の受付 | 令和4年9月14日(水)～9月26日(月) |
| (6) 選定(面接審査) | 令和4年10月下旬予定 |
| (7) 選定結果の通知 | 令和4年11月中旬予定 |
| (8) 指定議案の議決 | 令和4年12月市議会へ上程予定 |
| (9) 指定の通知・告示 | 令和4年12月予定 |
| (10) 協定の締結 | 令和5年1月予定 |
| (11) 業務の引継ぎ | 令和5年2月～令和5年3月 |
| (12) 管理運営業務の開始 | 令和5年4月1日～ |

9 応募説明会及び施設見学会の開催

申請方法、提出書類などについての説明会及び施設見学を、次のとおり開催します。応募を予定されている団体は、必ずご参加ください。参加人数は1団体につき2人までとします。参加をご希望される場合は、(3)②の期限までにお申し込みください。なお、施設の見学会は希望される団体のみとします。

- (1) 応募説明会
 - ① 開催日時 令和4年8月31日(水) 午前10時から30分程度
 - ② 開催場所 明石市公設地方卸売市場 管理事務所2階会議室

※ 説明会には、本募集要項、仕様書及び関連資料集を持参してください。
- (2) 施設見学会(希望団体のみ)

応募説明会参加者を対象に、説明会に引き続いて行います。
- (3) 参加申込方法
 - ① 郵送、FAX又は電子メールで、以下の事項を記入の上、申し込んでください。
 - ア 団体(法人)の名称、所在地、代表者
 - イ 参加者の氏名
 - ウ 担当者名及び連絡先
 - エ 施設見学の希望の有無
 - ② 申込期限

令和4年8月29日（月）午後5時必着

③ 申込先

〒673-8686

明石市中崎1丁目5番1号

明石市役所市民生活局産業振興室産業政策課

電話：078-918-5098

FAX：078-918-5126

電子メールアドレス：sansei@city.akashi.lg.jp

10 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

この募集要項及び仕様書等に関して質問しようとする場合は、質問書を電子メールにより提出してください。なお、質問書の様式は任意としますが、以下の事項を明記してください。記載に漏れのある質問には回答いたしません。

① 受付期間

令和4年9月1日（木）から9月8日（木）午後1時まで

② 宛先

電子メールアドレス：sansei@city.akashi.lg.jp

③ 質問書記載事項

- ・本件公募に関する質問であること
- ・質問者の住所、団体名、代表者名、担当者名、担当者の連絡先（電話番号、FAX番号、電子メールアドレス）

④ 質問内容

(2) 質問に対する回答

令和4年9月13日（火）午後1時（予定）に市ホームページ（本件公募情報のページ）において公表します。

11 申請受付期間

(1) 申請書類の提出（受付）期間

持参による場合は、令和4年9月14日（水）から9月26日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）とします。

郵送による場合は、令和4年9月26日（月）必着とします。

(2) 提出（受付）時間

持参による場合は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）とします。

(3) 提出（受付）場所

〒673-8686

明石市中崎1丁目5番1号

明石市役所市民生活局産業振興室産業政策課（電話：078-918-5098）

(4) 提出方法

直接持参又は郵送（書留等（簡易書留も可）の郵便局が配達し、市が受領した事実の証明が可能な方法に限る。）とします。

ただし、郵送による場合は締切日必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しません。電送による提出は受け付けません。

(5) 提出部数

11部（正本1部、副本10部）とします。 ※副本はコピーで可とします。

(6) 費用の負担

申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

1.2 申請書類

この要項により指定管理者の申請をしようとする法人その他団体は、次の申請書類及び添付書類を提出してください。

なお、提出された申請書類等は、理由の如何を問わず返却しません。

(1) 申請書類

- | | |
|-------------------------------|------------------------|
| ① 明石市指定管理者指定申請書…………… (様式第1号) | |
| ② 申請者の概要…………… (様式第1号の2) | } <u>単独応募の場合のみ提出</u> |
| ③ 主な同種業務実績…………… (様式第1号の3) | |
| ④ 共同事業体構成表…………… (様式第1号の4) | |
| ⑤ 団体の概要（代表団体用）…………… (様式第1号の5) | } <u>グループ応募の場合のみ提出</u> |
| ⑥ 団体の概要（構成団体用）…………… (様式第1号の6) | |
| ⑦ 主な同種業務実績（代表団体用）… (様式第1号の7) | |
| ⑧ 主な同種業務実績（構成団体用）… (様式第1号の8) | |
| ⑨ 共同事業体構成届出書…………… (様式第1号の9) | |

共同事業体における業務分担等各構成団体の役割や責任体制を記載してください。
内容確認のため、団体間で締結した協定書等(写し)の提出を求めることがあります。

- ⑩ 事業計画書（運営方針）…………… (様式第2号)
施設運営のための基本的な考え方や具体的な取組方針に加え、利用者の意見等を運営に反映させる方策などについて、具体的に記載してください。
- ⑪ 事業計画書（運営体制）…………… (様式第2号の2)
施設の運営体制の基本的な考え方、施設業務ごとの人員配置計画及び勤務体制、職員の研修や指導監督等について記載してください。
人員については、正規、派遣、パート、アルバイト等の区別を記載してください。
- ⑫ 事業計画書（活性化事業）…………… (様式第2号の3)
活性化事業に対する基本的な考え方、具体的な活性化事業の企画提案と取組方法、貴団体の業務実績とセールスポイントを記載してください。
- ⑬ 事業計画書（維持管理業務）…………… (様式第2号の4)
維持管理の基本的な考え方と具体的な維持管理方法、貴団体の業務実績とセールスポイントを記載してください。
- ⑭ 事業計画書（その他）…………… (様式第2号の5)
個人情報の保護、情報公開、防犯・防災対策、安全対策、環境への配慮、地域への貢

献等について、具体的な方策を記載してください。

⑮ 収支計画書…………… (様式第3号)

事業計画書の提案内容に基づき、年度ごとに収入・支出額を積算し、記載してください。(年度ごとの収支見込が同じ場合は、1枚でも結構です。)

(2) 添付書類

- ① 当該団体の定款又は寄付行為の写し及び登記簿の謄本(法人以外の団体にあつては、これに替わる会則等)
- ② 経営状況を説明する書類及びその他決算書類
(以下の書類のうち、当該事業者が有する全ての書類。いずれも有しない場合は同種の書類)
 - ・直近3年間の法人税の申告書の写し
 - ・直近3年間の貸借対照表、損益計算書等
- ③ 現在の組織や人員体制を示す書類(会社概要等のパンフレットでも可。)
- ④ 法人等の事業計画書及び収支予算書(申請書提出日の属する年度)
- ⑤ 国税の滞納がないことを証する納税証明書(この募集要項の公表日の1ヶ月前以降の日付のもの。写しも可。)

1 3 選定の基準

(1) 審査方法

提出された申請書類に基づき、選定委員会で審査し、第2順位まで候補者を選びます。審査に当たっては、次の審査基準及び評価項目に照らして書類審査及び面接審査(令和4年10月下旬頃)を実施し、総合的に判断します。

なお、面接審査については、書類審査の上位2者を対象者とし、当該対象者には面接日時等を連絡します。

(2) 審査基準

明石市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第22号)第4条の規定に基づき、審査基準を以下のとおりとします。

- ① 施設利用者の平等な利用の確保が図られるものであること
- ② 施設利用者へのサービスの向上が図られるものであること。
- ③ 施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ④ 施設の適切な維持及び管理が図られるものであること。
- ⑤ 施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ⑥ 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

(3) 評価項目

(2)の審査基準に基づき、評価項目及びその配点を別表(評価項目表)のとおりとします。

(4) 選定及び選定結果の公表

審査の結果、選定委員会が最も評価点の高かった団体を市長へ推薦し、これを受けて市長が指定管理者候補者として選定します。

別表（評価項目表）

評価項目		配点
1 事業計画に関すること		
運営方針	卸売市場管理運営のための基本的な考え方	10 点
	利用者の意見等を運営に反映させるしくみ等の整備	
運営体制	運営体制の基本的な考え方	10 点
	施設及び業務ごとの人員配置と勤務体制	
	職員の研修や指導監督等	
活性化事業	活性化事業に対する基本的考え方	30 点
	具体的な活性化事業の企画提案と取組み方法	
	業務実績とセールスポイント	
維持管理業務	維持管理業務についての基本的な考え方	20 点
	施設の安全確保に関する考え方と具体的な取組み	
	業務実績とセールスポイント	
その他	個人情報保護、守秘義務／情報公開、文書管理／防犯・防災対策／安全（事故防止）対策・労働安全衛生のための取組／環境対策への配慮／地域への貢献／障害者の積極的雇用／子育て支援への取組／男女共同参画社会づくりへの取組／若年雇用者育成のための取組／更生支援のための取組	10 点
2 収支に関すること		
収支計画	収支計画の妥当性及び事業収支計画の妥当性	10 点
3 団体に関すること		
経営規模・経営能力	事業概要及び業績	10 点
	財政基盤及び決算状況	
合 計		100 点

1.4 協定の締結等

(1) 基本的な考え方

指定管理者を指定した後、市と指定管理者双方の意思を確認するため、管理運営業務に関して、指定期間中の包括的な事項を定めた協定を締結します。

なお、協定に定めのない事項や協定内容に疑義が生じた場合は、改めて協議します。

(2) 協定の事項は概ね次のとおりです。

① 総則に関する事項

目的、協定期間（指定期間）、管理運営を行う施設など

② 業務の範囲に関する事項

管理運営業務の内容等、法令の遵守、解釈の基準など

③ 経費に関する事項

利用料金、口座の管理及び経理の区分など

- ④ 業務の基準に関する事項
施設の修繕、設備・備品等の管理、業務主任者等の配置・選任、責任の分担、個人情報
の保護、情報の公開、環境への配慮、苦情・要望等への対応など
- ⑤ 事業報告及び業務報告等に関する事項
事業計画書の提出、業務報告の聴取等、事業報告書の作成・提出、指定の取消しなど
- ⑥ 損害賠償及び履行保証等に関する事項
損害の賠償、履行保証、施設等の損傷、施設賠償責任保険への加入など
- ⑦ 安全対策等に関する事項
事故報告等、危機管理・安全対策、地域防災計画への協力など
- ⑧ 業務終了時の対応に関する事項
原状回復義務、業務の引継ぎ、業務終了時の費用負担など
- ⑨ その他
目的外使用の禁止、第三者への委託の禁止、協定の改正、疑義等の解決など

1.5 責任分担

市と指定管理者との責任分担は、概ね次表のとおりとし、詳細は協定で定めます。

項目	指定管理者	市
施設の運営管理・維持管理	○	
施設・設備の修繕の実施	○ 経年劣化等による小規模な もの	○ 左記以外
事故・第三者による施設・設 備・資料等の損傷	○ ・指定管理者として注意義務 を怠ったものによるもの ・上記以外の事由によるもの で小規模の損傷	○ 左記以外
利用者・第三者への賠償	○ 指定管理者として注意義務 を怠ったことによるもの	○ 左記以外
不可抗力（風水害・地震・感 染症の大規模な流行、騒乱・ 暴動等）に伴う施設・設備の 損傷及び事業履行不能	協議により定める	

1.6 業務実施状況の監視等

(1) 業務実施状況のモニタリング

市は、指定管理者が行う管理運営業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保す
るため、仕様書に定める基準に基づき、次の方法等によりモニタリングを実施します。

モニタリングの結果、指定管理者の管理運営業務が要求水準を維持していないと判断
した場合、市は、業務の改善等必要な指示を行い、改善がみられない場合は、業務の停
止、さらには指定の取り消しを行います。

① 業務報告

例月（四半期）ごとに事業進捗状況報告書（管理運営業務の実施状況・収支状況等）を作成し、市まで提出してください。

② 立入検査

市は、随時、管理運営業務の実施状況について、現地での確認等を行います。

(2) 施設利用者の意見の聴取

指定管理者は、適宜、場内業者の意見や苦情等を聴取し、これらの内容と業務改善への反映状況について、業務報告を合わせて市に報告して下さい。

(3) 帳簿類等の提出要求

監査委員等が市の事務を監査するために必要があると認める場合、指定管理者は、帳簿、書類、その他の記録を提出しなければなりません。

1 7 事業報告

(1) 事業報告書の提出

前年度の管理運営業務について、次の内容を備えた事業報告書を作成し、毎年5月末までに市へ提出してください。なお、事業年度は4月1日から翌年3月31日までとします。

- ① 管理運営業務の実施状況
- ② 公の施設の利用状況
- ③ 利用料金の収入実績
- ④ 指定管理業務の収支状況
- ⑤ その他管理状況を把握するために必要な事項（個人情報の取扱い状況等）
- ⑥ 指定管理者による自己評価

(2) 評価の実施

提出された事業報告書に基づき、管理運営業務の実施結果についての評価を行います。なお、評価に際しては、外部の有識者から評価や意見等を求める場合があります。

1 8 次年度の事業計画

(1) 事業計画書等の提出

次年度以降の事業計画については、利用者の意見や市からの指示等に基づき、10月末までに次年度の詳細な事業計画書及び収支計画書を提出してください。

(2) 事業計画の確定

提出された事業計画書及び収支計画書に基づき、市と指定管理者との協議の上、次年度の事業計画を決定します。

1 9 その他

(1) 業務の引継ぎについて

指定期間の終了又は指定の取消しにより、次の指定管理者等に業務を引き継ぐ場合は、円滑な引継ぎに協力してください。

(2) 関係法令の遵守

業務の遂行に当たっては、法律や市の条例等の関連法規は遵守してください。

- ① 法律等 : 地方自治法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法など

② 市の条例：明石市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、明石市地方卸売市場業務条例、明石市個人情報保護条例、明石市情報公開条例など

(3) 保険の扱い

市は、市に法律上の賠償責任が生じることによって被る損害をてん補する全国市長会市民総合賠償保険に加入しています。ただし、指定管理者が実施する事業（条例に定める業務以外の業務で、市から実施を求めている業務）については、この保険の対象外となります。

施設の火災保険は市が加入していますが、指定管理者の過失等が原因で発生した火災については、指定管理者へ求償する場合があります。

(4) 第三者への委託

清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えありませんが、管理運営業務を一括して委託することはできません。

なお、委託先事業者の選定にあたっては、必要に応じて公募や見積り合わせを行う、書面による契約を徹底するなど、業務の質とコスト効率性の維持・向上を図り、委託契約の公正性・透明性を確保するための措置を講じるように努めてください。

(5) 職員雇用の条件

従事者の雇用に当たっては、雇用及び労働条件について、労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等関係法令を遵守しなければなりません。

(6) 明石市行政オンブズマンによる調査への協力

市場の指定管理業務について、明石市行政オンブズマンから、調査への協力を求められたときは協力してください。

(7) 地域防災計画（避難所運営）への協力

今後、明石市地域防災計画により指定避難所となることもあります。平時においては、非常通信機器等が使用できるよう管理を行い、市が実施する訓練等にも参加してもらいます。避難者の受け入れ等の避難施設となった場合は、必要な体制の確保を行い、市より派遣される職員の指示に従い、市の運営に支援協力していただきます。

【問い合わせ先】

- | | | |
|---|--------|---------------------------|
| 1 | 担当部課 | 明石市役所市民生活局産業振興室産業政策課 |
| 2 | 住所 | 〒673-8686
明石市中崎1丁目5番1号 |
| 3 | 電話番号 | 078-918-5098 |
| 4 | F A X | 078-918-5126 |
| 5 | E-mail | sansei@city.akashi.lg.jp |